

第2節 史跡下布田遺跡の概要

1 史跡指定・追加指定

(1) 指定に至る経緯

下布田遺跡では、昭和38年から46年にかけて、國學院大學久我山高校考古学部や旧都立武蔵野郷土館（現江戸東京たてもの園）などにより、小規模な学術調査が計9回実施された。これらの調査では、石棒集積遺構等を検出するとともに、安行式土器を主とする多量の縄文土器のほか、土偶・土版・耳飾・土製勾玉等の土製品や、石棒・石剣・石刀・石冠・独鈷石等の石製品といった、祭祀・儀礼・墓制に関わる遺物が出土し、南関東では数少ない縄文時代晩期の遺跡として広く知られるようになった。

これを受け、調布市教育委員会は国史跡指定を目指し、昭和53年度から57年度にかけて範囲確認調査を実施した。調査では、新たに方形配石遺構や合口土器棺墓、配石埋嚢墓のほか、縄文時代晩期の遺物集中地点などが確認された。これらの調査成果によって、下布田遺跡は縄文文化終末期の墓制や祭祀をはじめとする精神文化を探り、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明するうえで重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日、府中崖線上の4,997.97㎡の区域が国史跡に指定された。

その後、調布市教育委員会は、平成6年度から26年度にかけて数次にわたり、既指定地周辺部の範囲確認調査を実施した。調査の結果、既指定地東側の区域において縄文時代晩期の遺物包含層が確認された。また、既指定地南側の多摩川沖積低地では、水漬け状態の良好な遺物包含層が確認され、晩期の縄文土器や石器類のほか、骨類（ニホンジカの白歯・焼骨）、杭状木製品、クリ・オニグルミ・ムクロジ等の種実遺体が出土した。湧水を利用した縄文人の生活痕跡の広がりが想定され、既指定地との連続性が確認された。これらの調査成果を受けて、平成17年3月2日に5,075.39㎡の範囲が、平成23年9月21日に1,918.78㎡の範囲が、平成27年10月7日には史跡中央部の780.00㎡が追加指定され、縄文時代晩期遺構を構成する範囲全体の一体的な史跡範囲の指定が達成された。

(2) 指定内容

名称：下布田遺跡

種別：史跡

指定年月日：史跡指定 昭和62年5月12日（昭和62年5月12日付 文部省告示第50号）

追加指定 平成17年3月2日（平成17年3月2日付 文部科学省告示第28号）

追加指定 平成23年9月21日（平成23年9月21日付 文部科学省告示第144号）

追加指定 平成27年10月7日（平成27年10月7日付 文部科学省告示第173号）

指定面積：12,772.14㎡

指定地番：東京都調布市布田六丁目31番5～9・25～27、31、32番1・2、33番1～7・13～25、34番3・4、45番4・6～10・48・49、道路敷、水路敷

指定基準：一、貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

管理団体：調布市（管理団体の指定は平成14年3月14日）

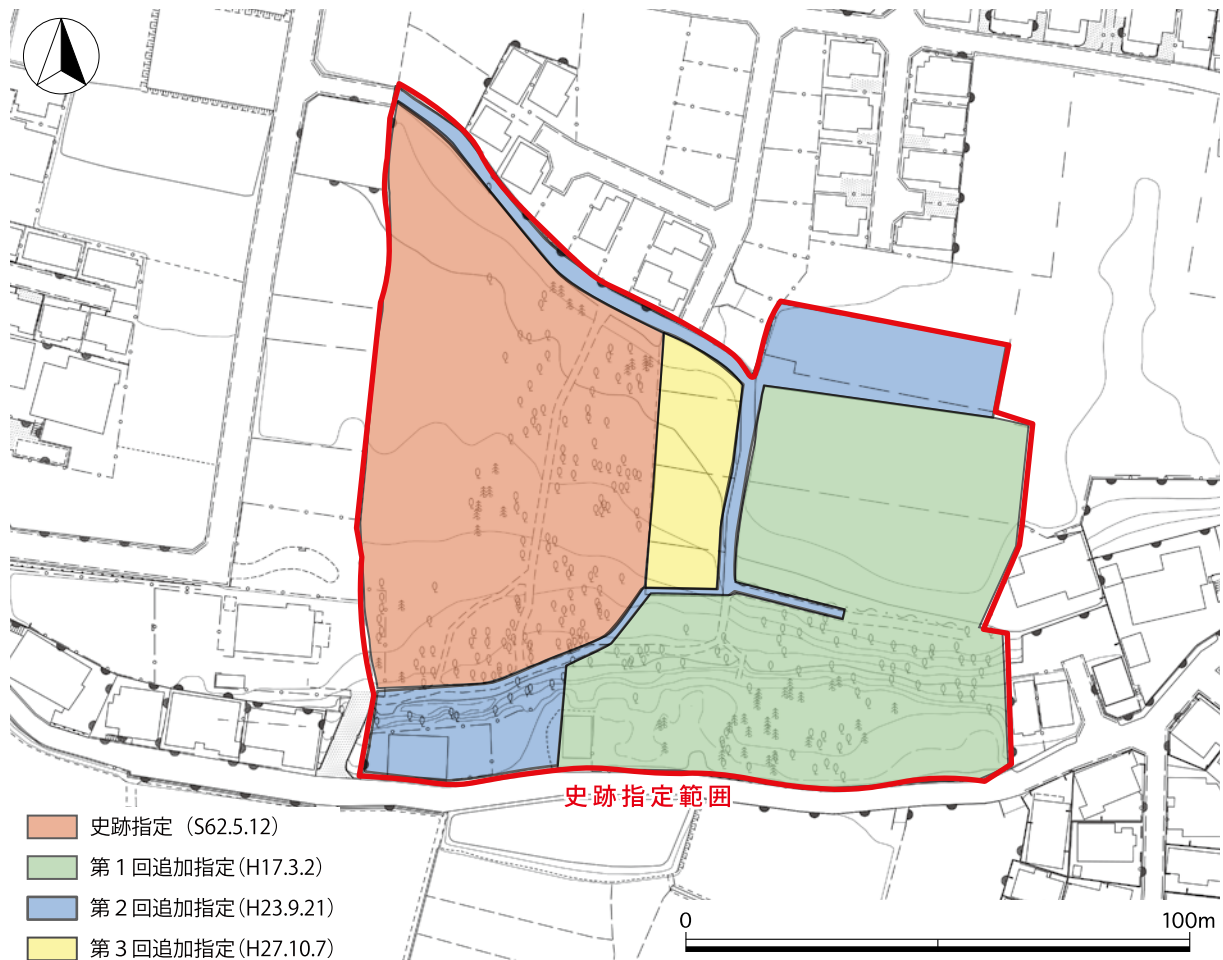


図9 史跡指定範囲図

(3) 指定理由

① 史跡指定 (昭和 62 年 5 月 12 日)

以下、指定理由及び追加指定理由の概要をまとめておく。

下布田遺跡は、多摩川中流域左岸に発達した武蔵野台地上に位置している。武蔵野台地は多摩川によって形成された武蔵野段丘と立川段丘の二面の河岸段丘からなっている。本遺跡は下位の立川段丘の南端部、通称“ハケ”と呼ばれる府中崖線の上に立地している。ハケの下には当時の人々の生活に欠かすことのできない湧水が今なお流れ出ている。遺跡の標高は約 34 m、多摩川の沖積低地との比高は約 5 m を測る。遺跡からは多摩川を隔てて遠く丹沢山系・富士山を望むことができ、またこの一帯は田園風景が残っており、武蔵野のおもかげをしのばせている。

本遺跡の所在が知られるようになったのは昭和 30 年代後半であったが、その後いくつかの小規模な学術調査が行われ、縄文時代晩期の有望な遺跡であることが判明した。出土した遺物のうち、紅バラの大輪のような丹塗りの滑車形耳飾りは国の重要文化財 (昭和 54 年度) に指定され、また、特殊な配石遺構 (方形配石遺構) が発見されるなど、関東地方における縄文時代晩期を代表する遺跡として注目されるに至った。こうした遺跡の重要性に鑑み、調布市教育委員会は市街化の波から遺跡を守るため、昭和 53 年から同 57 年まで 5 次にわたる範囲確認調査を実施するとともに、保存の方策を講じた。

これまでの発掘調査の結果、遺跡の中心部と考えられる地点から、他に例をみない人頭大の石を用いた方形配石遺構・甕棺墓（合口土器棺墓）・配石と埋甕を伴う土壙（配石埋甕墓）や大小の石棒を多数集積した特殊遺構（石棒集積遺構）などが検出され、墓域として用いられたことが判明した。その周囲には集落が営まれたと推定される。出土した遺物は関東地方に広く分布する縄文時代晩期の安行式土器をはじめ、土版・土偶・耳飾・土製勾玉等の土製品、石器は石鏃・石斧・石皿・磨石などの日常用具のほか、石刀・石剣・石棒・独鈷石・石冠など信仰に関する道具も多く出土している。また、多量な出土土器の中には、東北・東海・西日本などの影響とみられる各地域の土器が伴出し、広範囲な交易・交流を知る好資料を提供した。

本遺跡から発見された豊富な遺物・遺構は、縄文時代終末期の墓制をはじめ、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明するうえでも貴重な役割を果たすものと考えられる。また、本遺跡は、都市化の進む住宅地帯の中にもありながらも、今なお良好に遺存しており、史跡に指定してその保存と活用を図ろうとするものである。

（文化庁文化財部監修『月刊文化財』昭和62年5月号より転載、※下線部は加筆）

② 追加指定（平成17年3月2日）

下布田遺跡は、多摩川中流域左岸の武蔵野台地南縁部に位置する縄文時代晩期の集落遺跡である。遺跡は台地縁辺部の崖線上および約3m下の沖積地にかけて所在しており、すぐ南方には多摩川が流れている。昭和39年から昭和57年にかけての発掘調査で、特殊遺構（石棒集積遺構）や方形配石遺構等の、縄文時代晩期の祭祀や墳墓に関わる遺構を確認した。この特殊遺構（石棒集積遺構）はほぼ五角形を呈した土坑であり、土坑内からは大小40数個の川原石とともに、破損した磨製石斧や石皿、手捏土器、10数本の石棒、土器破片を再加工した装身具が出土した。晩期の遺構でありながら石棒は中期末葉から後期初頭のもので、装身具は中期と後期の土器を使用したものであることが注目される。また、人頭大の600個以上の川原石を配した方形配石遺構は、中央部に長さ2.8m、幅1mの配石土坑があり、石刀1点が出土したことから、埋葬に関わる施設と考えられている。出土遺物には、在地の安行式土器を主体に、東北地方、南関東、東関東、北関東の土器や、少量の東海地方と西日本の土器があり、土製耳飾りや土版も見られる。丹塗透し彫りの滑車形耳飾りは重要文化財に指定されている。これらの調査成果により、昭和62年に縄文文化終末期の墓制や祭祀をはじめとする精神文化を示す重要な遺跡として史跡に指定された。

また、指定地東側の崖線上でも、昭和53年から57年の調査で、石冠、石刀、土偶などを多量に含む遺物集中地点とともに、2個の大型土器を組み合わせた合口甕棺墓（合口土器棺墓）、配石甕棺墓（配石埋甕墓）、土坑、焼土、集石遺構等を確認している。配石甕棺墓（配石埋甕墓）は、長径1m、短径0.8mのほぼ円形をした土坑内に底部を欠いた口径30cmの粗製土器を埋設し、これを囲むように大小の川原石を配置したものである。

一方、平成14年から16年の調査では、崖線の傾斜変換地から崖線下の沖積地にかけても縄文時代晩期の良好な遺物包含層を確認しており、崖線下にはかつての湧水地が見られる。その周辺の沖積地では水場遺構や木製品等が埋蔵している可能性も考えられ、崖線上の台地縁辺部とは別の形で土地利用を行っていた可能性が高い地域である。

今回はこれら関連する遺構や包含層を検出した地域のうち、条件の整った箇所を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 17 年 3 月号より転載、※下線部は加筆)

③ 追加指定(平成 23 年 9 月 21 日・平成 27 年 10 月 7 日)

下布田遺跡は、多摩川中流域左岸に発達した標高 33 m の河岸段丘上に立地する、縄文時代晩期(約 3000 年前)の祭祀・墓地遺跡である。

昭和 39 年から昭和 46 年まで國學院久我山高等学校や旧東京都立武蔵野郷土館が実施した発掘調査、ならびに昭和 53 年から昭和 57 年まで調布市教育委員会が実施した発掘調査により、長辺 6.5 m、短辺 6.1 m の方形配石遺構や、石棒・石刀・壺・手捏ね土器等が集中する長径 1.7 m、短径 1.3 m の浅い楕円形土坑(石棒集積遺構)をはじめ、土坑墓(配石埋甕墓)や合口土器棺墓が多数確認され、東日本を代表する祭祀・墓地遺跡であることが明らかになった。出土品も祭祀関連遺物を中心に、石製品としては石棒・石刀・石冠等が、土製品としては土版・耳飾り等があり、このうち土製耳飾りについては昭和 54 年に重要文化財に指定された。

今回、新たに遺構の広がり確認された部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成 23 年 9 月号・平成 27 年 9 月号より転載、
2 度の追加指定理由はほぼ同様の内容 ※下線部は加筆)

2 指定地の状況

(1) 公有化の進捗状況

調布市は、史跡の恒久的な保護と適切な管理を目的に、平成 8 年度から国庫補助事業として計画的に公有化事業を進めてきた。平成 30 年度末までに取得した史跡用地は計 8,624.97㎡である。

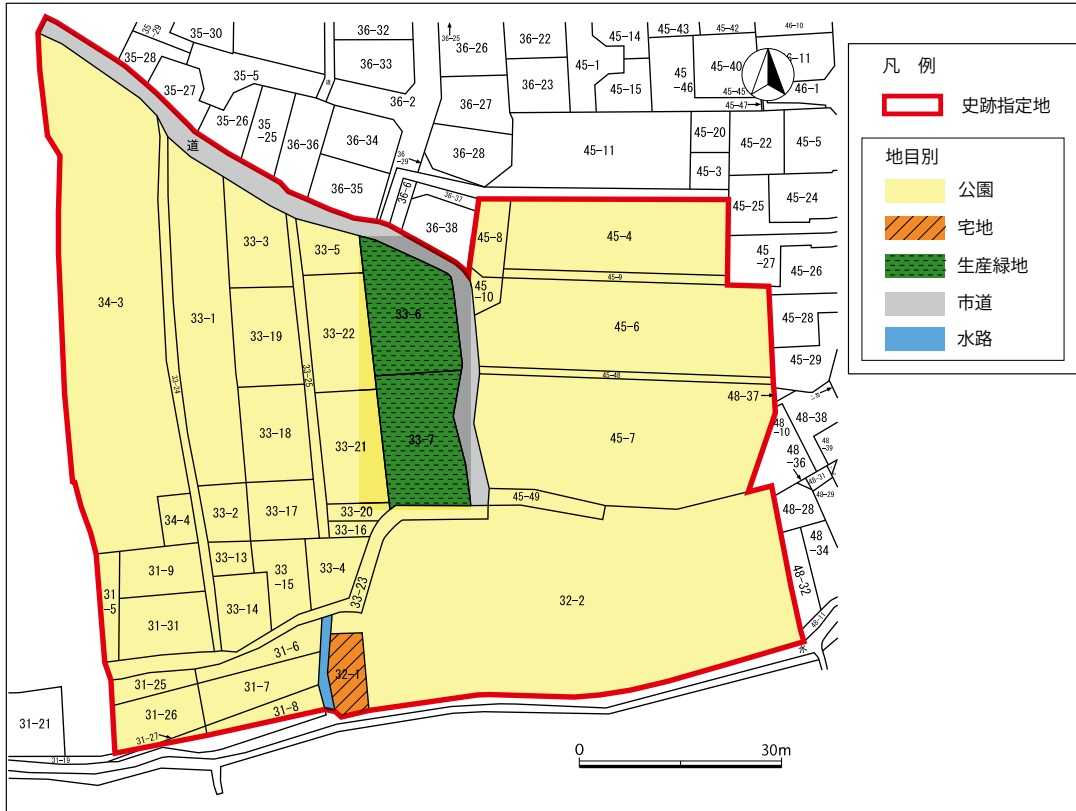
これに文部科学省所管地(布田 6-34-3) 1,691㎡、調布市所有地(布田 6-31-5 ~ 8, 25 ~ 27, 33-23 ~ 25, 45-48・49) 1,104.17㎡、調布市所管の道路敷や水路敷 503㎡を加えると、公有化された面積は、全体で 11,923.14㎡となる。

平成 30 年度末における史跡指定面積 12,772.14㎡に対する公有化率は、民有地 3 筆、史跡中央部の生産緑地地区(布田 6-33-6 ~ 7) 780㎡と、府中崖線下の宅地(布田 6-32-1) 69㎡を除き、93.35%に達する。

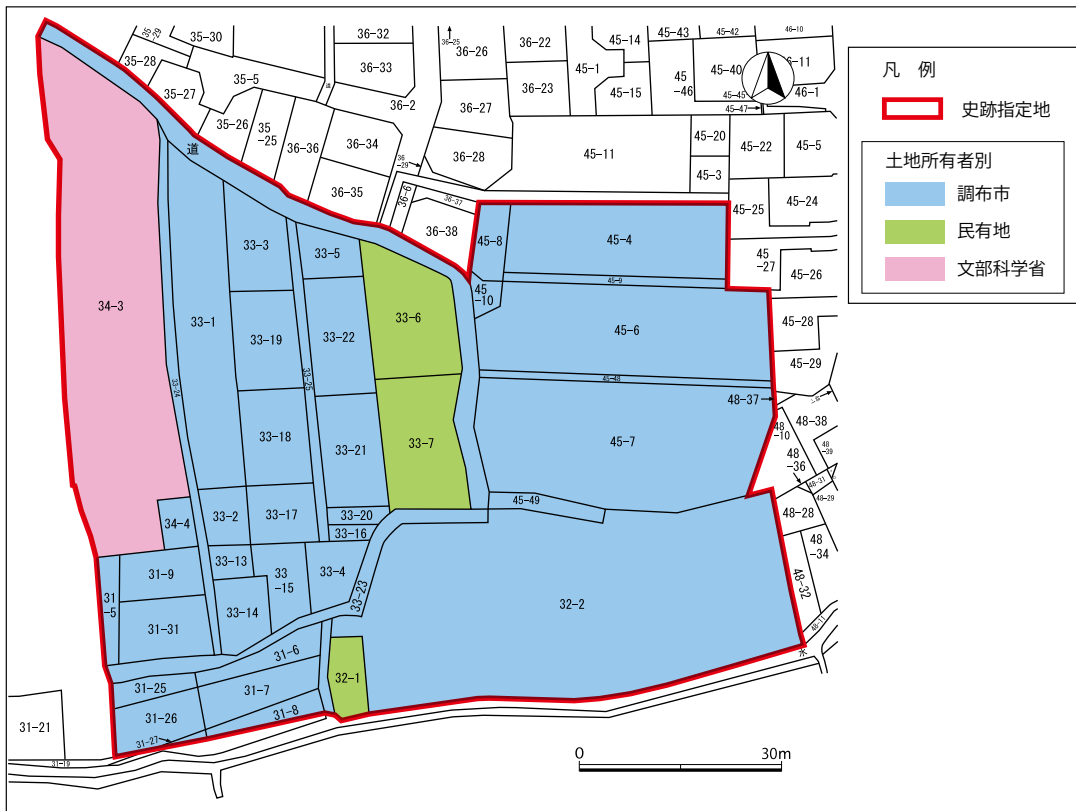
(2) 管理及び公開状況

文部科学省所管地を含む公有化区域の管理は、調布市が行っている。現在、史跡指定地は、史跡境にフェンスや柵を巡らしているが、自由に立ち入りできる状況である。そのため市教育委員会では、史跡地内での無断掘削・採取等のき損行為を防止するため、定期的な見回りや注意喚起の掲示を行うなどしている。また、史跡地内で繁茂、高木化した樹木の剪定作業や、下草の除草作業を年に数回行っている。

これら日常的な管理のほかに、今後予定される史跡整備に向けて、指定地内にあった市道の一部を廃道するなど、公有化した史跡用地の地目変更等の手続きを進めている。また、史跡を管理するための基礎情報とするため、平成 17 年度に現況測量を実施し、現況平面図及び植栽図(図 11)を作成した。



史跡下布田遺跡 地目別区分図



史跡下布田遺跡 土地所有者別区分図

図10 地目別区分図・土地所有者別区分図

表3 史跡指定地の土地所有・土地利用一覧

地番	地目	面積(㎡)	所有者	公有地化年度	備考
昭和62年5月12日 指定 4997.97㎡					
布田六丁目31番5	公園	73.45	調布市	昭和61年度	
布田六丁目31番9	公園	136.29	調布市	平成26年度	
布田六丁目31番31	公園	172.27	調布市	平成25年度	
布田六丁目33番1	公園	672.21	調布市	平成8～13年度	33-8～12を合筆(H14.4.12)
布田六丁目33番2	公園	90.40	調布市	平成14年度	
布田六丁目33番3	公園	213.01	調布市	平成22年度	
布田六丁目33番4	公園	121.20	調布市	平成18年度	
布田六丁目33番5	公園	100.31	調布市	平成25年度	
布田六丁目33番13	公園	50.18	調布市	平成14年度	
布田六丁目33番14	公園	122.48	調布市	平成15年度	
布田六丁目33番15	公園	122.76	調布市	平成17年度	
布田六丁目33番16	公園	25.56	調布市	平成18年度	
布田六丁目33番17	公園	132.54	調布市	平成19年度	
布田六丁目33番18	公園	228.00	調布市	平成20年度	
布田六丁目33番19	公園	240.15	調布市	平成21年度	
布田六丁目33番20	公園	39.64	調布市	平成22年度	
布田六丁目33番21	公園	254.58	調布市	平成23年度	
布田六丁目33番22	公園	254.58	調布市	平成24年度	
布田六丁目33番24	公園	121.24	調布市		市道用途変更
布田六丁目33番25	公園	74.49	調布市		市道用途変更
布田六丁目34番3	公園	1691.00	文部科学省		
布田六丁目34番4	公園	61.63	調布市	平成26年度	
平成17年3月2日 追加指定 5075.39㎡					
布田六丁目32番1	宅地	69.00	個人		
布田六丁目32番2	公園	2721.49	調布市	平成17年度	
布田六丁目45番6	公園	923.38	調布市	平成20年度	
布田六丁目45番7	公園	1221.05	調布市	平成20年度	
布田六丁目45番9	公園	73.49	調布市	平成20年度	
布田六丁目45番48	公園	66.98	調布市		市道用途変更
平成23年9月21日 追加指定 1918.78㎡					
布田六丁目31番6	公園	86.45	調布市	平成20年度	
布田六丁目31番7	公園	158.71	調布市	平成20年度	
布田六丁目31番8	公園	90.96	調布市	平成20年度	
布田六丁目31番25	公園	54.26	調布市	平成9年度	
布田六丁目31番26	公園	132.10	調布市	平成9年度	
布田六丁目31番27	公園	20.76	調布市	平成9年度	
布田六丁目33番23	公園	164.55	調布市		畦畔用途変更
布田六丁目45番4	公園	527.47	調布市	平成24年度	
布田六丁目45番8	公園	83.54	調布市	平成24年度	
布田六丁目45番10	公園	36.76	調布市	平成24年度	
布田六丁目45番49	公園	60.22	調布市		市道用途変更
市道南123-25号	道路	469.65	調布市		
財165-1	水路	33.35	調布市		布田6-31-6と同32-2に挟まれ、同31-8と同32-1に挟まれるまでの水路敷
平成27年10月7日 追加指定 780.00㎡					
布田六丁目33番6	畑	372.00	個人		
布田六丁目33番7	畑	408.00	個人		
合計		12772.14			

現時点では未整備の状態であるため、史跡の積極的な公開活用は行っていないが、史跡への理解を深めてもらうため、史跡内での発掘調査の際に現地説明会を開催したり、史跡見学会を行っている。また、市民との協働事業として、指定地内の植物を利用した草木染体験や自然観察会などを定期的に行っているなど、史跡に対して親しみを感じてもらえるよう様々な取り組みを行っている。

(3) 史跡周辺の自然環境・植生

史跡地内には、多くの樹木が繁茂している。高木にはクヌギやムクノキといった落葉広葉樹が多く、武蔵野の里山的景観の面影を残している。次いでスギ・クロマツといった針葉樹や、サンゴジュなどの常緑広葉樹も多い。史跡の中央部に密集する樹木には、史跡指定を受ける以前から、調布市が街路樹等の利用に供する苗圃として利用してきたため、ユリノキ、メタセコイヤ、ヒマラヤスギ等の外来種やソメイヨシノ等の桜が多く含まれる。高木が林地を構成する一方で、その間に低木のササ類が密生している。春季以降はカラムシも繁茂し自生化しており、段丘崖の湿地帯的な植生を形成している。



かつて街路樹用に生育していた樹木（左）・史跡地内で繁茂するカラムシ（右）

(4) 史跡周辺の旧地形と土地利用

史跡下布田遺跡は、立川段丘面から府中崖線、崖線下の多摩川沖積低地にかけての区域を指定範囲とする。史跡地は段丘南縁部にあたり標高は約 34 m、低地部との比高差は約 5 mを測る。段丘上には、崖線を切り込むように浅い埋没谷が存在し、高位面と低位面といった微地形が形成されるが、こうした微地形のあり方は、縄文時代晩期の土地利用のあり方に関わっていると考えられる。

埋没谷の谷頭は史跡範囲北西端部から北西約 100 mのところであり、南東に向かって開口する。谷内の土層を見ると、谷中央部ではローム漸移層（Ⅱ c 層）上面までが極めて深く、その上部には黒褐色土層（Ⅱ b 層）、黒色土層（Ⅱ a 層）が厚く堆積している。史跡地内ではⅡ c 層の深さまで土層確認を行っている部分が少なく、開口部付近の土層堆積状況も十分に明らかになっていないが、基本的には開口部に向かって緩斜面を形成するものと考えられる。開口部中央直下には、昭和 20 年頃まで湧水点があり、湧き出た水は、崖線下を流れる水路へと注がれていた。

史跡範囲南端部の崖線面は、崖下の現道を整備する際の盛土処置によって低地部より一段高く平坦化しているが、昭和 35 年測量の地形図（図 12）を見ると、湧水点から東の等高線に著しい乱れがあるため、人為的改変がなされている可能性も考えられる。

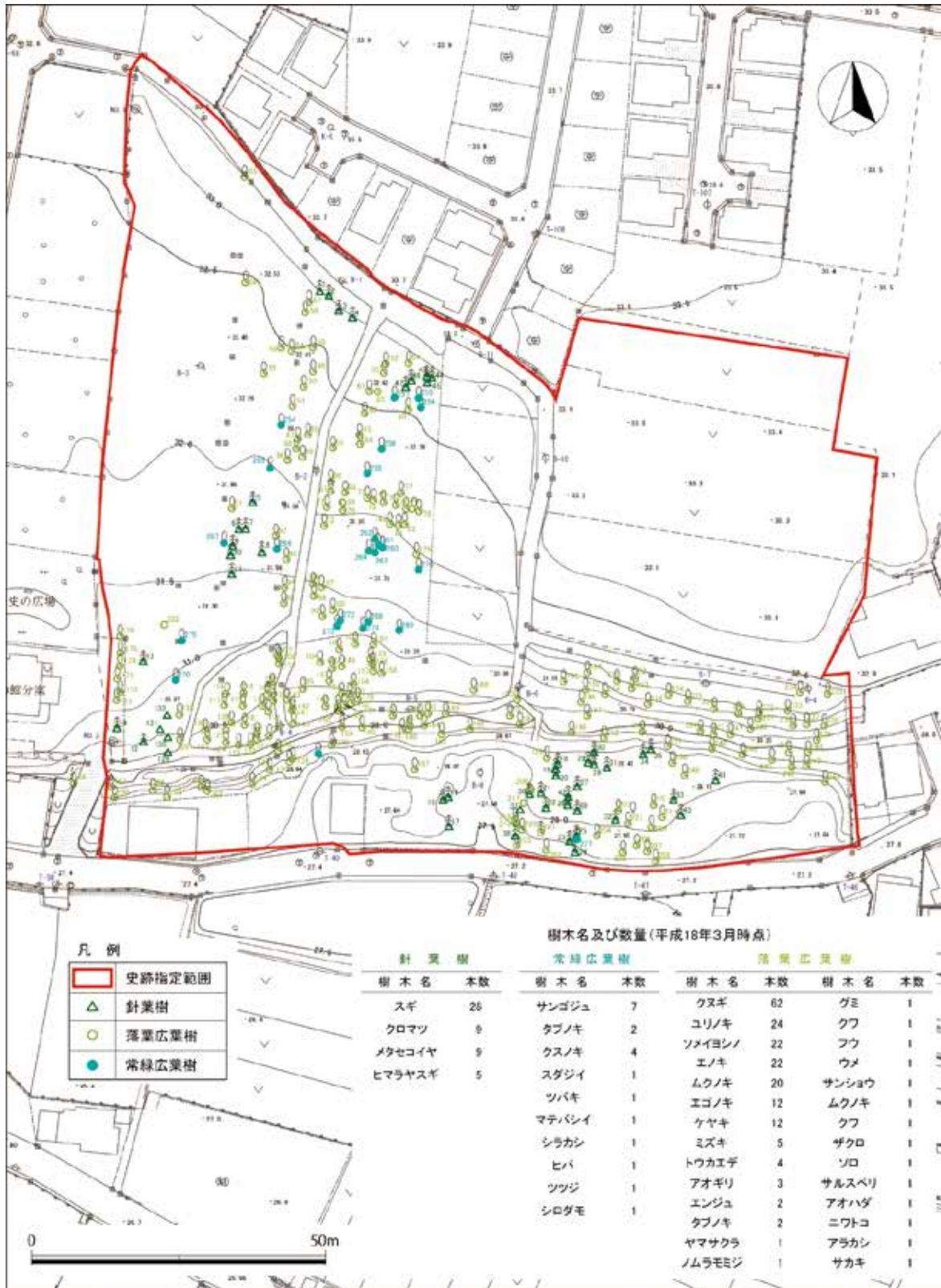


図11 史跡地内植栽図(平成18年作成)



多摩川低地部から府中崖線を望む（左）・ハケ下道（右）（昭和 55 年撮影）



史跡遠景 北東から（左）・段丘低位面 北西から（右）（昭和 43 年撮影）



図 12 地形図（昭和 35 年測量 43・45 年修正「調布」）（東京都首都整備局）



史跡下布田遺跡周辺の航空写真（上：昭和 20 年米軍撮影 下：昭和 54 年調布市撮影）
崖線際の樹林地を除いて広範囲に畑地が広がる。